

## 大和市告示第22号

大和市公共下水道事業計画の変更案を作成したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、利害関係者は、当該下水道事業計画の案について縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成25年2月21日

大和市長 大 木 哲

### 1 名称

大和市公共下水道

### 2 変更の内容

工事完成の予定年月日の変更（「平成25年3月31日」から「平成31年3月31日」に変更）

計画人口及び計画汚水量並びに下水処理場の施設能力の見直し

事業計画区域の拡大

合流式下水道改善事業の追加

下水処理場の改築事業の変更

処理区及び排水区の変更

### 3 縦覧場所

大和市都市施設部都市施設総務課

### 4 縦覧期間

平成25年2月22日（金）から同年3月7日（木）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。